

釜石市ごみ集積所の設置等に関する要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、家庭から排出される一般廃棄物(以下「ごみ」という。)を集積する場所(以下「ごみ集積所」という。)の新設及び集約化(以下「設置等」という。)について必要な事項を定めることにより、ごみ処理の効率化及びごみ集積所の集約化によるごみの減量化を図ることを目的とする。

(ごみ集積所の設置基準)

第 2 条 ごみ集積所の設置等の基準は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、地域の実情を考慮し、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

- (1) ごみ集積所を新設する場合は、利用世帯が原則 10 世帯以上となること。
- (2) ごみ集積所を集約化する場合は、集約後の利用世帯が原則 10 世帯以上となること。
- (3) 集合住宅の建設、宅地造成等に伴う設置等の場合は、事前に地元町内会等の同意を得ていること。
- (4) ごみ集積所の設置場所の土地所有者又は管理者の同意を得ていること。
- (5) ごみ収集作業及び道路交通の安全が確保されていること。

(設置等の承認申請)

第 3 条 ごみ集積所の設置等をしようとする者は、ごみ集積所設置等承認申請書(様式第 1 号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) ごみ集積所を利用する町内会等の団体の名称及び代表者名並びにそれを利用する世帯の一覧を記載した書類
- (2) ごみ集積所の位置及び利用世帯の位置を明示した図面
- (3) ごみ集積所の集約化の場合は、集約化に伴い廃止するごみ集積所の位置を明示した図面

2 前項の申請をできる者は、町内会長又はある一定の地域の住民で組織された自治会、協議会等の代表者とする。

(設置等の決定)

第 4 条 市長は、前条第 1 項の申請書を受理したときは、申請内容の審査及び現地調査を行い、第 2 条の基準に該当すると認めたときは承認する旨を、該当しないと認めたときは不承認とする旨を、申請者に対してごみ集積所設置等(承認・不承認)通知書(様式第 2 号)により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により設置等を承認した場合は、遅滞なくごみ収集委託業者に収集を指示するものとする。

(ごみ集積所の管理)

第 5 条 ごみ集積所の管理は、当該ごみ集積所を利用する市民が行うものとする。

(ごみ集積所の廃止)

第 6 条 第 4 条の規定により設置等の承認を受けたごみ集積所を廃止しようとするものは、ごみ集積所廃止届(様式第 3 号)に廃止しようとするごみ集積所の位置を明示した図面を添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する廃止届を受理した場合は、遅滞なくごみ収集委託業者に収集の停止を指示するものとする。

(ごみ収集の中止)

第7条 この要綱の規定に違反し、又は管理上不相当と認められる場合には、市長は、ごみ集積所の収集を中止することができる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 20 年 7 月 1 日から施行し、同日から設置等を行うごみ集積所について適用する。

様式第 1 号 (第 3 条関係)

ごみ集積所設置等承認申請書

年 月 日

釜石市長 あて

申請者 住所
団体名
代表者氏名
電話

ごみ集積所について、下記のとおり設置 (新設・集約化) したいので、申請します。

記

- | | | |
|---|-------|---------------------|
| 1 | 申請区分 | 新設 ・ 集約化 |
| 2 | 利用開始日 | 年 月 日 |
| 3 | 利用世帯数 | 世帯 |
| 4 | 設置場所 | 釜石市
(別紙図面のとおり) |

(添付書類)

- ・ごみ集積所を利用する町内会等の団体の名称及び代表者名並びに利用世帯の一覧を記載した書類
- ・ごみ集積所の位置及び利用世帯の位置を明示した図面
- ・ごみ集積所の集約化の場合は、集約に伴い廃止するごみ集積所の位置を明示した図面
- ・ごみ集積所の設置場所の土地所有者又は管理者の同意書の写し

様式第 2 号（第 4 条関係）

ごみ集積所設置等（承認・不承認）通知書

第 号
年 月 日

申請者 住所
 団体名
 代表者氏名 様

釜石市長

年 月 日付で申請のありましたごみ集積所の設置等について、下記のとおり承認（不承認）と決定しましたので、通知します。

記

- 1 決定区分 承認 ・ 不承認
- 2 承認の内容
- (1) 区分 新設 ・ 集約化
- (2) 利用開始日 年 月 日
- (3) 利用世帯数 世帯
- (4) 設置場所 釜石市
- 3 不承認となった理由

(注意)

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、釜石市長に対して異議申立てをすることができます。なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。
- 2 この決定の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、この決定があったことを知った日(異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して 6 ヶ月以内に、釜石市を被告として(訴訟において釜石市を代表するものは釜石市長となります。)提起することができます。なお、決定があったことを知った日(異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して 6 ヶ月以内であっても、決定があった日(異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定の日)の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第3号（第6条関係）

ごみ集積所廃止届

年 月 日

釜石市長 へ

申請者 住所
団体名
代表者氏名
電話

ごみ集積所について、下記のとおり廃止したいので、申請します。

記

- 1 廃止日 年 月 日
- 2 設置場所 釜石市
(別紙図面のとおり)
- 3 廃止する理由